

# 紀宝町ボランティア・市民活動センター 運営規約

## (名 称)

第 1 条 この組織は 紀宝町ボランティア・市民活動センター（以下「本会」という。）と称す。

## (事務局)

第 2 条 本会の事務局は社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会内に置く。

（目的） 第 3 条 本会は紀宝町においてボランティア・市民活動団体の連携を図るとともに、個人及び団体の行うボランティア・市民活動の発展を目指し、紀宝町の民間支援組織として住民と行政が協働することでよりよいまちづくりを目指す。

（事業） 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報収集と提供
- (2) 相互連携による協働
- (3) 支援調整
- (4) 活動保険の普及
- (5) 助成金相談
- (6) 機材の貸し出し
- (7) 人材育成
- (8) 減災意識の啓発

（会員） 第 5 条 本会は、登録された町内で活動する団体・グループ及び個人を会員とし、会員は本会の目的に賛同するものとする。2 会員は、所定の手続きをもって登録できる。

3 営利を目的とした活動、宗教活動、政治活動を行う団体等は登録できない。但し、上記団体等が純粋にボランティア活動を行うことについては、その活動の範囲内で登録することができる。

(退会) 第 6 条 退会は、原則として届け出ることで任意に退会できる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、運営委員長が退会を命ずることができる。

- (1) 規約から逸脱した活動を行ったと運営委員会が認めた場合
- (2) 1年以上連絡が取れない場合
- (3) 団体会員である団体が消滅した場合
- (4) その他総会において退会が適当と認められた場合

(運営費) 第 7 条 本会の経費は、次に掲げる自主財源と、町ボランティア・市民活動センター運営費をもって充てる。

- (1) ボランティアバザー等の収利益
- (2) ボランティア活動支援のための寄付金
- (3) その他目的にふさわしい助成金

(運営委員会) 第 8 条 センターに運営委員会を設置し、次の役員を置く。

- (1) 運営委員長 1名
- (2) 副運営委員長 2名以上
- (3) 委員 5名以上
- (4) 監事 1名

2 役員の任期は 2 年とし、任期途中で補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任) 第 9 条 役員は、登録団体・グループ及び個人、行政機関関係者、町社会福祉 協議会等の中から選出し、総会において承認する。

- 2 運営委員長は、運営委員会において運営委員の中から互選し総会において承認する。
  - 3 副運営委員長は、運営委員長が指名し総会で承認する。
  - 4 監事は、会員の中から、運営委員長が指名し総会で承認する。(役員の職務)
- 第 10 条 役員は、次の業務を執行する。

- (1) 運営委員長は運営委員会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副運営委員長は運営委員長を補佐し、運営委員長不在時は会務を代理する。
- (3) 運営委員は、第4条の事業を円滑に行うため事業の企画と本会の運営を担当する。
- (4) 監事は、本会の事業運営について監査し必要があると認めるときは総会において監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとする。

(会議) 第11条 会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は、原則年1回とし、運営委員長が召集する。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した会員の中で選出する。
- 4 運営委員会は、運営委員長が必要に応じて召集し、議長となる。

(議決)

第12条 総会及び運営委員会における議決は、出席者数の過半数をもって決する。

(規約の改正)

第13条 この規約を改正する場合は、総会において出席者数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(附則)

- 1 この規約は平成19年5月9日より実施する。
- 2 この規約は平成29年5月11日より実施する。